

200801020A

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業

生活保護受給有子世帯の生活実態と
養育・教育支援および就労支援方策に関する研究

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

主任研究者

岡部 卓 首都大学東京 教授

分担研究者

副田あけみ 首都大学東京 教授

矢嶋 里絵 首都大学東京 准教授

和気 純子 首都大学東京 准教授

稲葉 昭英 首都大学東京 准教授

堀江 孝司 首都大学東京 准教授

横野 葉月 首都大学東京 准教授

姜 恩和 首都大学東京 助教

平成 21 (2009) 年 3 月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業

生活保護受給有子世帯の生活実態と
養育・教育支援および就労支援方策に関する研究

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

主任研究者

岡部 卓 首都大学東京 教授

分担研究者

副田あけみ 首都大学東京 教授

矢嶋 里絵 首都大学東京 准教授

和気 純子 首都大学東京 准教授

稲葉 昭英 首都大学東京 准教授

堀江 孝司 首都大学東京 准教授

榎野 葉月 首都大学東京 准教授

姜 恩和 首都大学東京 助教

平成 21 (2009) 年 3 月

目次

I. 総括研究報告	
生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援方策に関する研究	
岡部卓	1
II. 分担研究報告	
1. 生活保護受給世帯における高校進学支援に関する研究	
横野葉月	9
2. 高齢者への就労支援	
和気純子	23
3. 貧困の再生産・格差の固定化と福祉国家	
堀江孝司	37
4. 児童扶養手当制度に関する論点整理	
矢嶋里絵	49
5. 生活保護における自立支援プログラム(2)	
—ソーシャルワーカーの自己点検を中心としたプログラム評価—	
岡部卓・矢嶋里絵・稲葉昭英・和気純子・堀江孝司・横野葉月	63
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	97
IV. 研究成果の刊行物・別刷	105

I. 総括研究報告

I 総括研究報告

厚生労働省科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
（総括研究報告書）

生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援方策に関する研究

主任研究者 岡部 卓 首都大学東京 教授

研究要旨

本研究は、生活保護受給有子世帯の養育・教育・就労課題の析出とその援助・支援方策（ソーシャルワーク実践と政策）の検討を行なうことにある。本年度は研究（3年間予定）の2年目に当たり、主として次の3つの研究を行なった。

- (1) 生活保護受給有子世帯に対しどのようなソーシャルワーク実践が行なわれているのかについて検討することにある。これは、次の3つの観点から整理した。①生活保護におけるソーシャルワーク実践の全体的枠組みの提示、②生活保護受給有子世帯の教育支援の実態・効果・課題の提示、③高齢者の就労支援を取り巻く状況・課題や就労支援プロセス・方法の提示、である。
- (2) 生活保護受給有子世帯に対してどのような政策がとられているのかについて検討することにある。これは、次の3つの観点から整理した。①生活保護制度を中心とした現行社会保障制度の全体像の提示、②貧困の再生産・固定化に福祉国家はどのように立ち向かおうとしているのかについて検証、③ひとり親世帯の所得保障の一環としての児童扶養手当制度の検証、である。
- (3) 昨年度に引き続き生活保護自立支援プログラムを先進的に取り組んでいるA自治体で実施した各種プログラムの評価について、集計・分析・考察をおこなった。

分担研究者

副田あけみ	首都大学東京	教授
矢嶋里絵	首都大学東京	准教授
稲葉昭英	首都大学東京	准教授
和気純子	首都大学東京	准教授
堀江孝司	首都大学東京	准教授
横野葉月	首都大学東京	准教授
姜恩和	首都大学東京	助教

A 研究目的

いうまでもなく生活保護制度は、国民・住民を対象に最低生活保障と自立助長を行なう制度と位置づけられている。そこでは、生活困窮（要保護）状態にある人・世帯に対し経済給付（最低生活保障）とともに自立に向けた援助・支援活動（対人サービス）の提供を行なう。

本研究においては、生活保護を受給している有子世帯の生活実態の究明を通してどのような生活課題を有しているのかを明らかにし、次いで、自立（経済的自立・社会的自立・身体的自立）に向けてどのような援助・支援方策（ソーシャルワーク実践と制度・政策）が考えるかを検討することにある。このことを通して生活保護受給有子世帯の現在の生活再建を図るだけでなく、将来にわたり貧困が世代間継承（再生産）されることを防止することにある。

本研究の特徴は、自立に向けて先駆的な援助・支援を行なっている A 自治体と協働し、生活保護受給有子世帯の実態調査、生活保護自立支援プログラムの開発、自立支援プログラム評価票に基づく調査を行ない、援助・支援方策（ソーシャルワーク実践と制度・政策）研究を行なっていることである。

本研究は、生活保護においてこれまで体系的に研究が行なわれてこなかったソーシャルワーク研究における理論的・実証的に明らかにしていること、また、「就労—養育—教育」にかかわるワークフェア政策、児童・家族政策・教育政策等が交差する領域でもあり、生活保護制度・政策研究の在り方に一石を投ずる意義を有していること、

さらには、生活保護業務を実施している自治体との協働でプログラム開発ならびに効果測定を行なうことから行政に貢献する研究と位置づけることができよう。

本年度は研究（3年間予定）の2年目に当たり、主として次の3つの研究を行なう。第1に、生活保護受給有子世帯に対しどのようなソーシャルワーク実践が行なわれているのかについて検討する。これは、生活保護におけるソーシャルワーク実践の全体的枠組みの提示、生活保護受給有子世帯の教育支援の実態・効果・課題の提示、高齢者の就労支援を取り巻く状況・課題や就労支援プロセス・方法の提示、の3つを行なう。第2には、生活保護受給有子世帯に対してどのような政策がとられているのかについて検討する。これは、生活保護制度を中心とした現行社会保障制度の全体像の提示、貧困の再生産・固定化に福祉国家はどのように立ち向かおうとしているのかについて検証、ひとり親世帯の所得保障の一環としての児童扶養手当制度の検証、の3つを行なう。第3には、昨年度に引き続き生活保護自立支援プログラムを先進的に取り組んでいる A 自治体で実施した各種プログラムの評価を行なう。

B 研究方法

研究事業は、定期的に検討会を実施している。本年度も、昨年度同様、研究班による月1回程度の定例会議を10回実施し、主任・分担研究者全員で実施方法や調査結果の検討等を行なうなど、精力的にかつ綿密な協力体制のもと研究を推進してきた。

また A 自治体の職員の方々には、自立支援プログラム策定・実施・評価のための会

議や打合せを5回、さらには調査票の記入等について協力をしていただいた。

(倫理面への配慮)

本調査においては、個人・世帯が特定されないよう注意を払い実施している。また、本調査対象自治体であるA自治体における個人情報保護条例に照らし抵触しないかどうか当該自治体と協議を行ない、A自治体から提供されたデータを基に調査を集計・分析・考察を行なっている。

C 研究成果 および D 考察

本年度の研究成果と考察は、大きくは、ソーシャルワーク実践に関する研究と、制度・政策に関する研究、の2つである。

前者の研究の前提として、主任研究者である岡部が概説している。ここでは、これまで体系的に整理されてこなかった生活保護におけるソーシャルワーク実践の理論的枠組みを提示することを目的として論述している。生活保護におけるソーシャルワーク実践の位置づけや枠組み、生活保護の実施過程に照応するソーシャルワーク過程について明らかにした。本報告は、研究課題である「生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援方策に関する研究」を検討するに当たっての理論的前提となるものであり、主任研究者である岡部が、本領域でこれまで積み上げてきた研究のポイント整理である。

(岡部, 2008. 「生活保護における相談援助活動」、「相談援助活動と関連専門職・関係機関との協働」、「生活保護実務を通してみる主要な相談援助活動」、「相談援助活動の新たな展開」. 岩田正美・岡部卓・杉

村宏編, 『公的扶助論』, ミネルヴァ書房, pp.50-57, 57-63, 63-69, 134-144; 岡部, 2008. 「自立支援の考え方と意義」. 全国社会福祉協議会, 『生活と福祉』, No.627, pp.22-25)

後者の研究の前提として、社会保障制度における生活保護制度の位置を概説している。

ここでは、社会保障制度において生活保護制度はどのような役割・機能をもっているのかについて社会保障制度全体から俯瞰することを目的としている。具体的には、社会保障制度のなかでの各種制度の位置づけ、さらにはセーフティネットの観点からの各種制度の位置づけ、さらには生活保護制度の現状・課題・展望について論述している。

本研究は、研究課題である「生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援方策に関する研究」を検討するに当たっての制度・政策的観点からの検討の理論的前提に当たる。

(岡部, 2009. 「第1章 公的扶助の概念」. 社会福祉養成講座編集委員会編, 『新・社会福祉士養成講座・低所得者に対する支援と生活保護制度』, 中央法規, pp.2-14; 岡部, 2009. 「第2章 生活保護制度の仕組み」. 精神保健福祉士・社会福祉士養成セミナー編集委員会編, 『公的扶助論・低所得者に対する支援と生活保護制度』, へるす出版, pp.35-79)

以下では、分担研究者の研究成果と考察の概要を報告する。詳細は、それぞれの分担研究報告を参照のこと。

1 生活保護受給世帯における高校進学支援に関する研究（分担研究報告書 1 横野葉月）

生活保護受給世帯における有子世帯への教育支援を考える上で、A 自治体における高校進学支援プログラムの支援の実際と生活について明らかにすることを目的とした。

そこでは、平成 19 年に実施された高校進学支援プログラムの対象者について、匿名化された世帯概況、高校進学支援プログラムの経過を検討するための検討票、年度末時点でのケースワーカーによる評価である自己点検・評価票を用いて、世帯の概況と関与の経緯、その成果を検討している。

その結果、高校進学支援の対象となる世帯は、母子生別世帯を中心としたひとり親家庭が大半を占めていた。保護歴は平均 5 年であるが、5 年未満の世帯で半数以上に達していた。母親の就業率は高かったが、世帯収入は決して高くなかった。対象生徒の多くが高校進学を希望しており、公立高校への希望者が大半であった。貸付金や奨学金の申請者は少なかった。進学先については、普通科への進学者が最多であったが、高校卒業後の就職を見据えて職業科へ進学するものも一定数みられた。また、不登校等複合的な問題を抱えて、通信性高校等へ進学するものもあった。子ども自身との面接に課題が生じることがあった。

結論として、生活保護世帯における高校進学支援においては、一学期から子ども・保護者に対して活用できる制度の紹介等を行うのは一定の効果があると考えられる。子ども自身と関係を作るのが難しい場合や、中学 3 年生からの支援で既に学力格差が生

じている場合なども考えられ、早い段階から継続的に支援を行う仕組みをどのように提供していくかが課題として提示された。

2 高齢者への就労支援（分担研究報告書 2 和気純子）

高齢者の就労支援をとりまく状況を整理し、課題、就労プロセスと支援方法について明らかにすることを目的とした。そこでは、先行研究の探索を通じて考察を加え、モデルを提示した。具体的には、高齢者の就労ニーズと就労形態についてマトリックスを用いて示した。それは、高齢者の就労プロセスとしては前提要因、1 次的要因、2 次的要因の三つを提示し、それに照応する支援方法を提示した。

そのことを通して、結論として、高齢者の就労支援への取り組みの重要性を明らかにしている。

3 貧困の再生産・格差の固定化と福祉国家（分担研究報告書 3 堀江孝司）

現代日本社会において生活保護受給有子世帯研究がもつ意義を明らかにすることを目的とする。先行研究を子供の貧困の実態について整理し、そうした問題背景である福祉国家の特質について検討する。

日本は、もともと社会保障支出の少ない国であるが、高齢者関連への支出の割合が高く、子ども向けの支出の割合が低くなっていることが確認されるとともに、こうした支出構造と子どもの貧困率には関係があることが示唆される。

結論として、子どもの貧困問題をめぐる

社会意識に焦点を当て、親の貧困や格差を子どもが引き継いでしまうことを防ぐ政策には、本来、人びとの支持があるはずである、としている。

4 児童扶養手当制度に関する論点整理(分担研究報告書4 矢嶋里絵)

母子世帯の多くが受給している児童扶養手当制度がどのような制度構造(目的・趣旨、要保障事故、扶養義務との関係等)を持っているのかを明らかにすることを目的としている。はじめに、児童扶養手当制度の沿革を通し制度目的・趣旨が職業的自立を促す方向に進んでいることを明らかにしている。次いで、要保障事故については、「児童養育にともなう特別な支出の増大」なのか、それとも「稼働能力の減退・喪失」なのかについて、判例を通してその論点を整理した。さらには、扶養義務との関係を、「離別した父の所得要件」、「父の養育費支給」、「婚外子の父による認知」それぞれについて判例を通して論点整理した。制度の広報義務について、国・地方公共団体の情報提供の努力義務の解釈をめぐる争われた判例を通して論点整理している。

結論として、児童扶養手当制度を社会保障体系のなかでどのように位置づけるかという基本的問題があるとしている。そして、それは、無拠出給付である児童扶養手当制度の意義に着目する必要性、子どもは健やかな育成を保障される権利主体であるという視点に立つことが重要であると主張している。

5 生活保護における自立支援プログラム

(2) ソーシャルワーカーの自己点検を中心としたプログラム評価—(分担研究報告書5 岡部卓・矢嶋里絵・稲葉昭英・和気純子・堀江孝司・横野葉月)

生活保護における自立支援プログラムにおいては、プログラムを活用することにより、それが被保護者の自立にどの程度貢献しているのか、その到達レベル(評価)の確認を行うことは、必要な作業である。そこで、官学連携事業として生活保護における自立支援プログラムの策定とその評価指標の開発に取り組んでいるA自治体と首都大学東京が行なっている各種プログラムの概要、評価結果と課題、今後の展望について、昨年度に引き続き明らかにした。

その結果、平成19年度末時点でのプログラム数は、昨年度報告した中間報告時より大幅に増えた。また、多くのプログラムについては検討票との照合により、より詳細な事例の実態と課題が明らかになっている。また、生活保護受給世帯のかかえている生活課題の多様性・重層性・広汎性等が一層明確になった。また一方では、これら課題を緩和・解決していくためにA自治体は多様な自立支援プログラムを開発しその活用を図ることにより、被保護者の生活再建に向け着実に支援の地歩を固められてきている状況がうかがわれた。

今後ともさらに事例の蓄積を重ね、生活保護において被保護者の生活をより望ましいものに支えていく上で役立つ自立支援プログラムとなるよう、課題の析出と方法論の明確化に努めていくことが必要である。

E 結論

生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援方策を検討する上で、大きくは次の3つの柱に分け研究を進める必要がある。1つは、生活保護受給有子世帯の生活実態の把握と生活課題の析出である。2つは、生活保護受給有子世帯へのソーシャルワーク実践からの接近である。3つは、生活保護受給有子世帯への制度・政策からの接近である。

上記研究について、今年度は、以下のように進めた。

1については、昨年度に引き続きA自治体の協力を得て生活保護受給有子世帯の全世帯を対象とし調査を実施し、現在、集計作業を進めているところである。最終年度において分析・考察を行なうこととなっている。

2については、はじめに、生活保護におけるソーシャルワーク実践に関する理論的整理を行なった。その上で、生活保護における高校進学プログラムに関する調査結果を基に考察している。また、高齢者の能力活用の観点から、高齢者の就労支援の考え方・支援方法について考察している。これら論稿により、生活保護におけるソーシャルワーク実践の理論的整理、生活保護受給有子世帯においてプログラム活用を通して教育支援の成果・課題、高齢者における就労支援の必要性・重要性や支援内容・方法が明らかとなった。

3については、はじめに、生活保護受給有子世帯を検討する前提として、社会保障制度における生活保護制度の位置づけを整理した。次いで、現代日本において貧困の再生産・格差の固定化が進行している現状

について明らかにした上で、わが国の社会保障において子ども向けの社会保障支出が少ない実態を確認している。そして、今後は、子どもの貧困問題をめぐる社会意識に焦点を当て、親の貧困や格差を子どもが引き継いでしまうことを防ぐ政策には、本来、人びとの支持があるはずである、としその解決方を提示した。さらには、生活保護受給有子世帯の多くを占める母子世帯に対して給付される児童扶養手当制度に着目し、その制度構造が、母子世帯の活用すべき制度資源としてどの程度有効であるか検証している。

これら考察から、生活保護受給有子世帯の現在の生活再建を図るだけでなく、将来にわたり貧困が世代間継承（再生産）されることを防止する手だてとして、これまでA自治体との協働でおこなってきた生活保護における自立に向けて援助・支援ツールとして各種自立支援プログラムのさらなる開発・修正、また生活保護制度をはじめとする制度資源の活用・拡張の必要であろう。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

<書籍>

岡部卓，公的扶助の前提としての資力調査・所得調査，岩田正美・岡部卓・杉村宏，「公的扶助論」，ミネルヴァ書房，東京，2008年，41-45

岡部卓，生活保護における相談援助活動，岩田正美・岡部卓・杉村宏，「公的扶助論」，ミネルヴァ書房，東京，2008年，50-57

岡部卓，相談援助活動と関連専門職・関係機関との協働，岩田正美・岡部卓・杉村宏，

「公的扶助論」、ミネルヴァ書房、東京、2008年、57-63

岡部卓、生活保護実務を通して見る主要な相談援助活動、岩田正美・岡部卓・杉村宏、「公的扶助論」、ミネルヴァ書房、東京、2008年、63-69

岡部卓、福祉事務所の業務と組織、岩田正美・岡部卓・杉村宏、「公的扶助論」、ミネルヴァ書房、東京、2008年、72-85頁

岡部卓、生活保護基準、岩田正美・岡部卓・杉村宏、「公的扶助論」、ミネルヴァ書房、東京、2008年、100-105

岡部卓、相談援助活動の新たな展開、岩田正美・岡部卓・杉村宏、「公的扶助論」、ミネルヴァ書房、東京、2008年、134-144

岡部卓、我が国における公的扶助の歴史、岩田正美・岡部卓・杉村宏、「公的扶助論」、ミネルヴァ書房、東京、2008年、161-169

岡部卓、生活扶助基準をどうとらえるか、宇都宮健児・湯浅誠編、反貧困の学校、明石書店、東京、2008年、63-80

岡部卓、公的扶助の歴史、「新版・社会福祉学習双書」編集委員会編、公的扶助論6、全国社会福祉協議会、東京、2008年、9-23

岡部卓、自立支援プログラムをとおして行う支援活動の実際、「新版・社会福祉学習双書」編集委員会編、公的扶助論6、全国社会福祉協議会、東京、2008年、211-214

岡部卓、公的扶助、福田素生・稲沢公一・岡部卓・駒村康平・石渡和実・新保幸男・伊藤正子・池本美和子、系統看護学講座・専門基礎分野・健康支援と社会保障制度(3)、医学書院、東京、2009年、136-154

岡部卓、第1章 公的扶助の概念、社会福祉養成講座編集委員会、新・社会福祉士養成

講座・低所得者に対する支援と生活保護制度、中央法規、東京、2009年、2-14

岡部卓、第2章 貧困・低所得者問題と社会的排除、社会福祉養成講座編集委員会、新・社会福祉士養成講座・低所得者に対する支援と生活保護制度、中央法規、東京、2009年、16-25

岡部卓、第10章 生活保護における自立支援、社会福祉養成講座編集委員会、新・社会福祉士養成講座・低所得者に対する支援と生活保護制度、中央法規、東京、2009年、194-206

岡部卓、第2章 生活保護制度の仕組み、精神保健福祉士・社会福祉士養成セミナー編集委員会、公的扶助論・低所得者に対する支援と生活保護制度、へるす出版、東京、2009年2月、35-79

岡部卓、第3章第1節第2項 公的扶助の仕組み、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、ユースアドバイザー養成プログラム、東京、2008年3月、113-117

岡部卓、第3章第2節第2項 生活保護ソーシャルワークにおけるネットワークの意義、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、ユースアドバイザー養成プログラム、東京、2008年3月、152-156

矢嶋里絵、障害者福祉関係法における「自立」、菊池馨実、自立支援と社会保障、日本加除出版、東京、2008年、199-220

和気純子、第10章 相談援助および第11章 高齢者のケア、直井道子・中野いく子・和気純子、高齢者福祉の世界、有斐閣、東京、2008年12月、181-216

和気純子、第8章 高齢者への就労支援、布川日佐史・朝日正也編、就労支援サービス、ミネルヴァ書房、東京、2009年3月末刊行予

定,
和氣純子, 第1章第1節高齢者の社会的特性,
福祉士編集委員会, 高齢者の支援と介護保
険制度, 中央法規, 東京, 2009年3月末刊行
予定,

和氣純子, 第1章第4節高齢者の総合的理解,
福祉士編集委員会, 高齢者の支援と介護保
険制度, 中央法規, 東京, 2009年3月末刊行
予定,

和氣純子, 第10章 高齢者支援の方法, 福
祉士編集委員会, 高齢者の支援と介護保険
制度, 中央法規, 東京, 2009年3月末刊行予
定,

横野葉月, 保健・医療・福祉関係者との連携,
遠藤英俊・坂本洋一・藤野信行, 障害の理解,
建帛社, 東京, 2009年3月, 170-173

姜恩和, 精神疾病および行動障害の特徴,
遠藤英俊・坂本洋一・藤野信行, 障害の理解,
建帛社, 東京, 2009年3月, 155-159

<雑誌>

岡部卓, 自立支援の考え方と意義, 全国社
会福祉協議会「生活と福祉」, №627, 22-25,
2008年

岡部卓, プロセスでみる, 相談援助活動と
自立支援プログラム, 全国社会福祉協議会
「生活と福祉」, №628, 24-27, 2008年

岡部卓, 生活扶助基準引き下げ問題をどう
考えるか, 消費者ニュース, №76, 113-115,
2008年7月

岡部卓, 問題・課題と制度, 月刊福祉,
2008.8, 20-21, 2008年8月

岡部卓, 生活保障制度と社会保障制度, 都
市問題研究, 第60巻第3号通巻687号, 3-13,
2008年3月号

岡部卓, 貧困・低所得部門, 社会福祉学, 第
49巻第3号, 178-184, 2008年

副田あけみ, 高齢者虐待事例への対応,
Aging & Health 長寿科学振興財団, №44,
19-22, 2008年1月

副田あけみ, ソーシャルワークのアイデン
ティティ—ケアマネジメントの展開が及
ぼした影響—, 首都大学東京人文学報,
№394, 83-110, 2008年3月

副田あけみ, 高齢者虐待とソーシャルワー
ク, ソーシャルワーク研究, Vol.34.№2,
4-14, 2008年7月

副田あけみ, イギリスの家族センターに見
る児童虐待予防活動, 首都大学東京人文学
報, №409, 71-85, 2009年3月刊行予定

矢嶋里絵, 障がいのある子どもの育児と家
族支援, 日本社会保障法学会『社会保障法』,
23号, 115-130, 2008年

矢嶋里絵, 国外滞在中の健康管理手当受給
資格, 別冊ジュリスト社会保障判例百選第
4版, 191号, 244-245, 2008年

稲葉昭英, 配偶関係と精神的健康, 日本の
男性の心理学—もう1つのジェンダー問題,
有斐閣, 120-126, 2008年6月

稲葉昭英, 「父のいない」子どもたちの教
育達成, ライフコース・ライフスタイルか
ら見た社会階層, 2005年SSM調査研究会,
1-19, 2008年3月

堀江孝司, 「福祉国家と世論」, 『人文学報』,
第409号, , 2009年3月刊行予定

<学会発表>

横野葉月, 岡部卓, 副田あけみ, 稲葉昭英,
和氣純子, 堅田香緒里(2008)『生活保護受
給世帯への教育支援—高校進学支援プログ
ラムをてがかりに—』, 日本社会福祉学会,
岡山県総社市.

H 知的財産権の出願・登録状況
なし

II. 分担研究報告

生活保護受給世帯における高校進学支援に関する研究

分担研究者 横野 葉月（首都大学東京）

研究協力者 東京都板橋区福祉事務所援護係の皆様

研究要旨

【目的】生活保護受給世帯における有子世帯への教育支援を考える上で、東京都板橋区における高校進学支援プログラムの支援の実際と生活について明らかにすることを目的とする。【方法】平成 19 年に実施された高校進学支援プログラムの対象者について、匿名化された世帯概況、高校進学支援プログラムの経過を検討するための検討票、年度末時点でのケースワーカーによる評価である自己点検・評価票を用いて、世帯の概況と関与の経緯、その成果を検討する。【結果】高校進学支援の対象となる世帯は、母子別世帯を中心としたひとり親家庭が大半を占めていた。保護歴は平均 5 年であるが、5 年未満の世帯で半数以上に達していた。母親の就業率は高かったが、世帯収入は決して高くなかった。対象生徒の多くが高校進学を希望しており、公立高校への希望者が大半であった。貸付金や奨学金の申請者は少なかった。進学先については、普通科への進学者が最多であったが、高校卒業後の就職を見据えて職業科へ進学するものも一定数みられた。また、不登校等複合的な問題を抱えて、通信性高校等へ進学するものもあった。子ども自身との面接に課題が生じることがあった。【結論】生活保護世帯における高校進学支援においては、一学期から子ども・保護者に対して活用できる制度の紹介等を行うのは一定の効果があると考えられる。子ども自身と関係を作るのが難しい場合や、中学 3 年生からの支援で既に学力格差が生じている場合なども考えられ、早い段階から継続的に支援を行う仕組みをどのように提供していくかが課題である。

A. 研究目的

近年、子どもの貧困とそれに伴う学力格差の問題が浮き彫りになりつつある。その背景には家庭の貧困に伴う進学機会の制限や、修学に関わる諸費用の不足、塾等の学習機会の剥奪、サポートネットワークの不足等、多様なものが多くの論者によって指

摘されている（荻谷, 2008; 阿倍, 2008; 浅井ら, 2008; 山野, 2008; 耳塚ら, 2007; 小林, 2008）。

板橋区では、生活保護受給者に対する自立支援プログラムの一つとして、高校進学支援プログラムを設けている。これは、高

校進学支援プログラムは中学3年生の子どもを持つ保護者と子どもに対して実施されるプログラムである。親子の高校進学に対する意識を高め、貸付資金、就学扶助の情報提供を行うなど、高校入学までの支援を行うことで、ひいては子どもの社会的自立を促進することを目的としている。

実際のプログラムにおいては、学校での進路指導の時期と合わせて、4～5月には通学状況の確認、就学扶助の説明、貸付金制度の説明等を行う。7～8月には進路希望を確認し、受験に向けた取り組み（模擬試験受験や通塾等）を聴取するとともに制度説明を再度行う。10月には進路希望を再確認し、私立高校への進学を希望する場合には区の奨学金の予約申請を提案する。12月には志望校と受験日等を確認し、貸付金等を申請する場合にはその確認も行う。1月以降は試験日程に合わせて、受験料や入学準備金等の就学扶助の申請受理状況を確認していく。

本研究では、平成19年度にプログラム対象となった世帯に関する基礎データの分析等を通じて、高校進学支援プログラムの対象となった世帯の生活状況や背景を明らかにするとともに、プログラムの効果と今後の課題を明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

板橋区の自立支援プログラムでは、プログラムの実施状況の評価のために、9月末と3月末にケースワーカーによる自己点検・評価表を記入することになっている。また各プログラムの進捗状況を整理するために、検討票という様式を用いて介入の経緯を記録する書式となっている。

検討票では、4月～8月までの間の、進学希望の把握、貸付金制度等の利用予定、受験に向けた塾や通信教育等の利用が把握される。9月～12月については、実際の貸付金制度等の予約申請状況が把握される。1月～3月については、その後の貸付金制度等の予約申請状況と進学先合否が把握される。

自己点検・評価表には、支援対象者の課題改善（到達）項目として、大きく分けて各種制度に関する情報を得たかどうか、保護者や子どもが進路を積極的に考え、将来に希望を持つようになったか、高校等に進学がきまったか、という3領域の評価項目が設定されている。さらにケースワーカーによる援助の点検項目として、子どもや保護者の考えの聴取、制度の説明、家庭状況の把握や学校・関係機関との連携に関する項目が挙げられている。

世帯概況データでは、生活保護制度における世帯類型、世帯主の勤務形態、世帯の保護基準額、うち収入充当額、世帯主の他法利用状況、世帯構成員の学歴等が把握される。

本研究に際しては、個人名や住所等の個人を特定する情報が削除された検討票、自己点検・評価表、世帯概況データを用いてデータベースを作成して、高校進学支援プログラムの対象となった世帯の特徴を明らかにするとともに、その実施状況と効果について明らかにすることとする。集計にはSPSS ver.11.5Jを用いた。

C. 研究結果

1) 対象者世帯の概況

本研究の対象は、平成19年度当初に高校

進学支援プログラムの対象となった145世帯である。中学三年生の子の性別は、男子75名、女子65名、調査票の不備等で不明のものが5名である。

図1に対象者の世帯類型を示す。母子生別が89世帯で全体の61%を占めた。なお、高齢世帯では65歳以上の親または祖父母との同居世帯が、「その他世帯」には18歳以上の年長きょうだいの同居者がいる世帯が大半となっている。両親同居家庭は16世帯しかなく、高校進学支援プログラムの対象世帯の中核は母子家庭であった。

図2には対象世帯の保護歴を示す。保護歴が1年未満の世帯が最も多く、次いで3

年目～5年目までの世帯が多く、5年未満の世帯の合計は76世帯(57.6%)に達する。10年を超える世帯も17世帯(12.9%)みられた。対象児童が小学校入学以降に生活

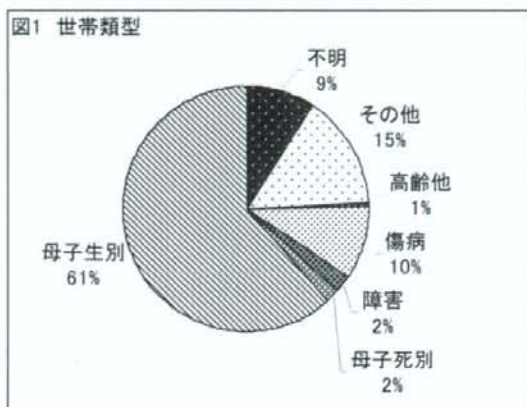
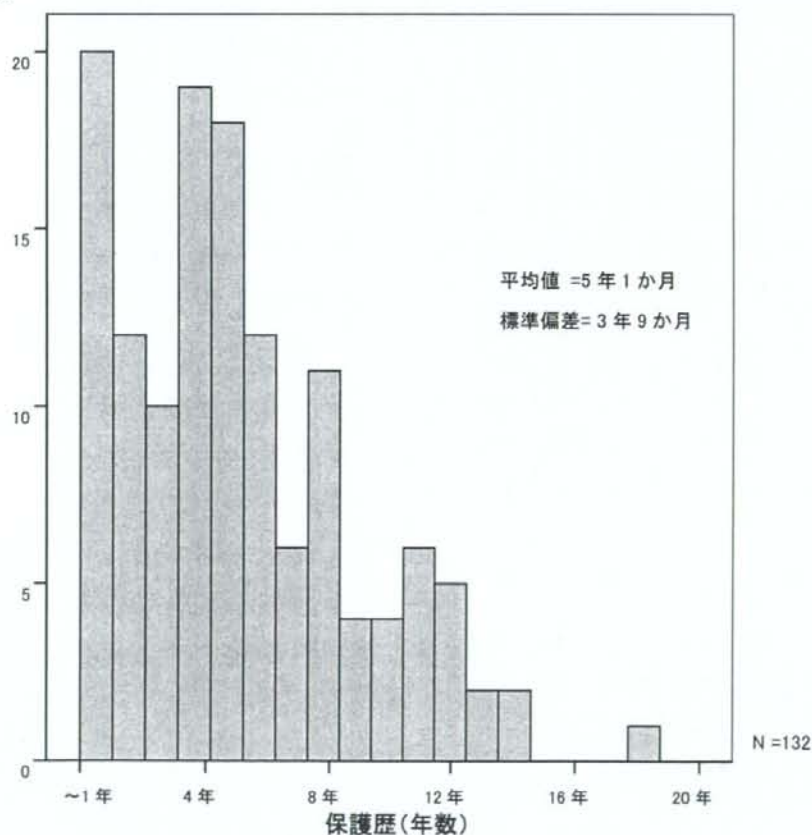


図2 対象世帯の保護歴
度数



保護受給が始まった世帯が少なくないが、これはそれ以前の生活状況に関しては何ら示唆するものではない。

対象世帯の世帯主のデータが得られた132名の内訳は、男性11名女性121人で圧倒的に女性が世帯主の家庭が多い。世帯主の就労状況は、常用社員14名(10.6%)、パート52名(39.4%)、その他1名(0.8%)、無職・無回答が65名(49.2%)である。男性11人のうち、常用社員、パートはいずれも1名ずつにとどまっており、就労者の大半は女性である。就労している67名の月収を表1に示す。10万未満の世帯が半数以上であり、平均月収も104978.5円(S.D. = 51511.5)にとどまっている。また、132世帯のうち、25世帯では家庭内に障害者や傷病者が含まれることが他法活用状況から把握でき、その内訳は、世帯主について身体障害者手帳取得が6件、療育手帳取得が1件、精神障害者保健福祉手帳取得が1件、その他に自立支援医療対象者が5件、介護保険利用者が1件であり、中学3年生のプログラム対象者については療育手帳取得が2件、自立支援医療が1件であり、その他の家族員については身体障害者手帳取得が1件、療育手帳取得が1件、介護保険利用が1件、自立支援医療対象が7件であった。なお、複数の家族員に他法適用がなされることがあったため件数の和は世帯数の合計を超えている。

2) 養育者の教育歴

世帯概要のデータから、把握できる範囲で養育者の教育歴を調べた。なお、続柄から親子関係は推測できるものの、血縁関係の有無等は確認困難なため、同居している

表1 世帯主の月収

月収	N	%
～5万円未満	6	9.0
～10万円未満	30	44.8
～15万円未満	18	26.9
～20万円未満	10	14.9
20万円以上	3	4.5
合計	67	100

親とその配偶者を父または母として記述することとする。結果を表2に示す。

養育者の半数近くの最終学歴が中学卒業であり、高校卒業は過半数に達した。最終学歴が大学卒業の養育者は、父親3名、母親3名、世帯数にして5世帯に過ぎなかった。両親がそろっている家庭では、両親とも中学卒業が7世帯と最多であり、次いで両親とも高校卒業が4世帯と続いた。

さらに、本プログラムの対象者に同居中の年長きょうだいがいる場合には、その最終学歴も調べた。世帯から独立した年長きょうだいについては、データが得られなかったため、検討に含めていない。また世帯内に複数の年長きょうだいがいる場合にはそれぞれについて合計した。結果を表3に示す。進学先が把握できた年長きょうだいは計42名であった。高校卒業まで進学したものは男子6名女子4名であり、中学卒業のものは男子6名女子1名であった。高校在学中のものは男子10名、女子15名であった。きょうだいの年齢をみると、高校在学中のものは15～18歳であり、高校卒業のものは17歳から27歳まで散らばっていた。中学卒業のものは18歳～21歳であった。なかには、長男、二男…と中学卒業後就職しながら、三男は高校1年在学中、といっ

た事例も含まれた。

表2 養育者の教育歴

最終学歴	祖母	父	母	うち両親同居世帯
小学校			1	両親とも中学 7
中学校	2	11	51	父中学・母高校 2
高校	1	10	59	父中学・母大学 1
短大			2	両親とも高校 4
大学		3	3	父高校・母中学 1
不明	1		16	両親とも大学 1
合計	4	24	121	16

全対象世帯数：132世帯

表3 プログラム対象者の年長きょうだいの最終学歴(年齢別・性別)

学歴	きょうだいの性別		きょうだいの年齢							総計		
	男	女	15	16	17	18	20	21	25		27	
高校1年在学中		2	2									2
高校2年在学中		5		4	1							5
高校3年在学中	10	7			17							17
高校4年在学中		1				1						1
中学卒業	6	1				5	1	1				7
高校卒業	6	4			2	2	3	1	1	1		10
総計	22	20	2	4	20	8	4	2	1	1		42

3) 高校進学支援プログラムの介入の経過
 高校進学支援プログラムの検討票から、介入の様子について概要を示す。4月～7月の検討票が得られたのは138名であった。その結果を表4に示す。進学希望者が103名(74.6%)と大半を占めた。第一志望校は公立高校が120名(87.0%)と大半を占めた。第二志望まで挙げたのは7名のみで、公立高校が第一志望、第二志望が私立高校であった。課程については、全日制課程を希望するものが101名(73.2%)を占めたが、単位制定時制高校や、通信制課程を希望するものも一定程度みられた。自由記述欄では、不登校経験などから通信制高校を希望するなど志望と関連した詳細な背景が把握できている事例もみられた。次に、受験への取り組み状況と貸付金の利用申請状況について、4月～7月の時点と、8月～12

月の時点での評価の結果を表5にまとめる。受験への取り組みとしては、4月～7月の時点で39名(28.3%)が通塾をしており、さらに8月～12月間での間に45名(31.9%)にまで増えた。通信教育、模擬試験への取り組みも、4月～7月に比べて8月～12月には増加している。二学期になって本格的に受験を意識し始めることや、高校進学支援プログラムによって塾代の貸付制度等の支援体制について知ったことが関連しているのかもしれない。「その他」には、自習や、放課後の学校教員による個別補習等が挙げられていた。貸付金や奨学金の申請では、東京都母子福祉資金の利用希望者が多かった。しかしいずれの制度も含め、2学期中に申請に至ったのはプログラム対象者の約2割にとどまった。

表4 年度初めの進学希望状況

		4月～7月 (N=138)	
進路	進学希望	103	74.6
	進路未定	7	5.1
	無回答	9	6.5
第一志望校			
	公立高校	120	87.0
	私立高校	10	7.2
	専修・各種学校	3	2.2
	高等専門学校	1	0.7
希望する課程			
	全日制	101	73.2
	定時制	3	2.2
	単位制	1	0.7
	その他	5	3.6

表5 受験への取り組みと貸付金利用申請状況

		4月～7月(N=138)		8月～12月(N=141)	
		N	%	N	%
取組 受験への	塾	39	28.3	45	31.9
	通信教育	4	2.9	6	4.3
	模擬試験	5	3.6	11	7.8
	その他	34	24.6	25	17.7
貸付金制度	板橋区奨学金				
	申請済み	2	1.4	2	1.4
	未申請	2	1.4	1	0.7
	東京都母子福祉資金				
	申請済み	17	12.3	25	17.7
	未申請	10	7.2		
	その他	2	1.4	4	2.8

次に、年度末時点での進学状況がどのようなものであったか、検討票の得られた136名について表6に示す。公立高校への進学者が106名(77.9%)である。第一志望どおりのものはうち86名で、第一志望以外のものが20名を占める。なお、公立高校の進学先では普通科が半数以上を占めたが、公立進学校へ進んだものは少ない。また工業科、商業科、総合学科等、高校卒業後の

就職を見据えた進学先も少なくなかった。私立高校への進学者は25名で、うち第一志望が11名で、それ以外のもののほうが多かった。私立高校への進学は大半が普通科であった。

男女別では、工業科への進学は男子に、商業科への進学は女子に多かった。通信制や総合学科も女子に多かった。

表6 年度末時点での進学状況

	進学先学校種別				性別		合計
	公立	私立	通信	専修・各種	男	女	
志望順位							
第一志望	86	11	3		53	43	100
第二志望	10	11			7	13	21
第三志望	6	1	1		6	2	8
志望順位不明	4	2		1	4	3	7
専攻							
普通科	54	23			37	36	77
通信科			4		0	4	4
工業科	21				21	0	21
商業科	15	1			3	12	16
専修・専門科	6			1	4	3	7
総合学科	4	1			1	4	5
特別支援学校	6				4	2	6
合計	106	25	4	1	70	61	136

注：表内の数字は度数、性別については不明の5名を除く